

簡易専用水道の管理

簡易専用水道とは

水道事業者から供給を受ける水のみを水源として、一旦受水槽に水を貯め給水する施設で、受水槽の有効容量が10 m³を超えるものを簡易専用水道といい、水道法が適用され、一定の管理基準と定期検査が義務付けられています。なお、受水槽の有効容量が10 m³以下の水道法の適用を受けない施設を小規模貯水槽水道といい、簡易専用水道の管理基準に準ずる管理が必要です。

簡易専用水道設置者の遵守事項

1 保健福祉センターへの届出

大阪市簡易専用水道管理運営指導要綱に基づき、「簡易専用水道使用届」を保健所生活衛生監視事務所に提出してください。届出用紙は、保健所生活衛生監視事務所に備えてあります。

2 書類の整理・保存

簡易専用水道の管理を適正に行うために、関係施設の配置状況や管理状況等を記録した書類を整理し、保存することが義務付けられています。保存する書類等については、「簡易専用水道の定期検査」の項を参考にして下さい。

3 簡易専用水道の管理基準

- (1) 法定検査を毎年1回以上定期的に水槽の掃除を行うこと。
- (2) 水槽の点検等を行い、有害物、汚水等による水の汚染防止に努めること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味などに注意し、異常を認めたときは必要な水質検査を行うこと。
- (4) 供給する水が人の健康を害する恐れのあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者等に周知するとともに保健福祉センター等に通報すること。

4 定期検査の受検

毎年1回以上定期的に、法律に基づく検査を受けること。